3　両締約国政府の国内連絡部局は、この協定に基づいて相互に直接連絡する。

4　両締約国政府の国内連絡部局は、この協定に定める要件に適合するよう、この協定に規定する任務を行う。

第四条　指紋情報の自動照会

1　一方の締約国政府は、重大な犯罪を防止し、探知し、及び捜査するための情報を提供するため、他方の締約国政府の国内連絡部局が自動照会を開始することを許可する。

2　一方の締約国政府は、自動照会のため、この協定の不可分の一部を成す附属書Ⅱに規定する指紋情報を他方の締約国政府に利用可能とする。

3　各締約国政府の国内連絡部局は、重大な犯罪の防止、探知及び捜査のため、特定の状況から判断して、ある個人が重大な犯罪を実行するか又は実行したかについて調査する理由がある場合にのみ、当該個人の指紋情報に関する自動照会を開始することができる。

4　各締約国政府は、自国の法令に従い、自動照会のための自動指紋識別システムを設ける。自動照会が開始されたときは、照会を受ける締約国政府の自動指紋識別システムは、指紋情報の比較の結果に従い、対応する参照番号とともに適合する指紋情報があること又は適合する指紋情報がないことを照会連絡部局に自動的に回答する。

5　適合する指紋情報がある場合には、照会連絡部局が結果を確認することができるようにするため、回答には、当該指紋情報を添える。

6　この条の規定に基づく自動の照会の結果、適合する指紋情報がある場合において、次条の規定に基づく追加的な情報の要請がないときは、照会を受けた締約国政府の国内連絡部局（以下「被照会連絡部局」という。）は、合理的な期間内に当該照会の目的について説明を要請することができる。照会連絡部局は、その要請に対し適時に回答する。

7　この条の規定に基づく自動照会の技術的及び手続的な細目は、両締約国政府の国内連絡部局の間の一又は二以上の実施取決めで定める。

第五条　追加的な情報の要請及び提供

1　照会連絡部局は、自動の照会の結果、適合する指紋情報がある場合には、要請の目的及び一又は二以上の実施取決めに定めるその他の事項について書面による通報を行うことを条件として、被照会連絡部局に対し、指紋情報が適合する者に関する追加的な情報の提供を要請することができる。

2　被照会連絡部局は、この協定及び自国の法令に従い、照会連絡部局に対し、要請された情報であって、その要請を受理した時に利用可能であり、かつ、当該要請に示された目的に関連すると認めるものを提供する。

3　情報については、照会する締約国政府による防止、探知又は捜査の対象となる行為が照会を受ける締約国政府の国内法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、提供する。

4　この協定に基づく情報の要請は、当該要請が他の適用可能な二国間又は多数国間の法律上の相互援助に関する国際協定によって規律されなければならない場合を除くほか、当該国際協定又はその他の国際的な法執行に関する相互の協力を通じて行われ得ることのみを理由としては、拒否されない。

5　被照会連絡部局は、要請を拒否する場合には、自国の法令に適合する範囲内で、照会連絡部局に拒否の理由を通報する。

第六条　要請がない場合の情報の提供

いずれの一方の締約国政府も、事前の要請がない場合においても、個別の事案において、重大な犯罪（特にテロリズム及び関連する行為）が実行される又は実行されたと信ずるに足りる理由があるときは、重大な犯罪の防止、探知及び捜査のため、自国の法令に従い、国内連絡部局を通じて他方の締約国政府に情報を提供することができる。

第七条　利用の結果の通報

第五条又は前条の規定に基づいて情報を受領した国内連絡部局は、要請があるときは、当該情報を提供した国内連絡部局に対し当該情報の利用（次条5(1)の規定に基づく利用を含む。）の結果を通報する。

第八条　情報の処理に対する制限

1　被照会連絡部局は、照会連絡部局から送信された指紋情報を、第四条の規定に従って回答を行った後直ちに削除する。ただし、自動の照会の結果、適合する指紋情報がある場合には、第五条1に規定する要請に回答するまで、照会連絡部局から送信された指紋情報を保管することができる。

2　照会連絡部局は、第四条5の規定に基づいて被照会連絡部局から送信された指紋情報を、第五条の規定に基づいて追加的な情報を要請するか否かを決定した後直ちに削除する。

3　各締約国政府は、第五条の規定に基づいて追加的な情報を要請するか否かを決定するためにのみ自動照会の結果を利用することができる。

4　被照会連絡部局は、自国の法令に従い、第五条1に規定する書面による通報に含まれる情報を保管する。

5(1)　各締約国政府は、第五条の規定に基づいて提供された情報を、同条1の規定に基づいて通報した目的に加えて、8の規定に適合する範囲内で次の目的のために利用することができる。

(a)　重大な犯罪の捜査

(b)　自国の公共の安全に対する重大な脅威の防止

(c)　出入国管理に関連する目的

(2)　一方の締約国政府は、第五条1及び(1)に規定する目的以外の目的のため情報を利用することが必要と認める場合には、その利用の目的を示すことにより、当該利用についての事前の同意を得るための書面による要請を他方の締約国政府に対して行うことができる。

6　各締約国政府は、前条に規定する結果を、この協定の実施状況を検討するためにのみ利用することができる。

7　いずれの一方の締約国政府も、他方の締約国政府の書面による事前の同意なしに、第四条から前条までの規定に基づいて提供された情報をいかなる第三国、国際機関、民間団体又は私人にも開示してはならない。前段の規定は、各締約国政府がこの協定の下で提供された情報を開示する義務を自国の法令に基づき負う場合には、当該義務に影響を与えるものと解釈してはならない。

8　一方の締約国政府は、第五条及び第六条の規定に基づき情報を提供するに当たり、特定の事案において、他方の締約国政府による当該情報の利用について条件を付すことができる。当該他方の締約国政府は、当該情報を受領する場合には、当該条件に拘束される。

9　両締約国政府は、それぞれ自国の法令に従い、提供された情報の処理を公正に実施し、及び第五条の規定に基づいて提供された情報については、同条1に規定する目的又は当該情報が5の規定に基づいて利用されている目的のために必要な限りにおいて保管する。

第九条　情報の保護及び保全

両締約国政府は、それぞれ自国の法令に従い、この協定に基づいて提供された情報を保護すること（当該情報の許可されていない利用又はこれへの許可されていないアクセスを防止することを含む。）を目的として、組織的な措置、技術的な措置その他の必要な措置（例えば、適当な場合には、適当な技術及び暗号の使用）がとられることを確保する。

第十条　一定の情報の訂正、削除又は不開示

1　一方の締約国政府は、この協定に基づいて他方の締約国政府に提供し、又は当該他方の締約国政府から受領した重要な情報が不正確な又は信頼できないものであることを知った場合には、当該他方の締約国政府に通報する。

2　いずれの一方の締約国政府も、この協定に基づいて他方の締約国政府から受領した重要な情報が不正確な又は信頼できないものであることを知った場合には、当該情報の訂正、削除、不開示等の適切な措置をとる。